

第2次亶理町環境基本計画

概要版



令和3年3月

宮城県亶理町

第1章 亶理町環境基本計画の基本的な考え方

計画策定の背景と目的

私たちのまち亶理町は、宮城県の南東部に位置し、東に太平洋を望み、西に阿武隈高地、北は阿武隈川に囲まれています。

本町の地勢は、西側に緑豊かな里山地帯、東側は肥沃な沖積平野からなる田園地帯に大きく二分されています。また、県内最大規模の干潟を有する鳥の海等もあり、多様な地勢により構成されています。

気候も温暖で、県内では最も生活しやすい、自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちはこれらの恵まれた環境を生かし、人と自然との共生を重視した発展をすすめてきました。

しかし、近年は利便性を重視した都市的発展が急速に進んでいる一方、多様な公益的機能を有する森林や農地が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されています。

また、さまざまな地球環境問題のなかでも地球温暖化による、海面上昇や生態系の変化、自然災害、食糧問題、健康被害等の影響は、世界中で危惧されているところであり、私たち一人ひとりに関わってくる問題でもあります。

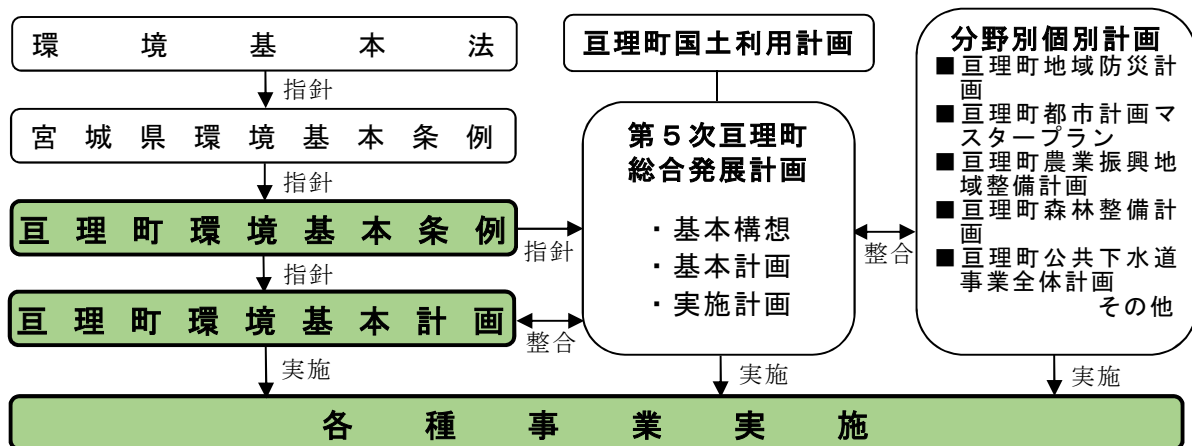
私たちは健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。そのために私たち自身がどう考え、どう行動すべきか、という指針が必要です。

すべての町民が将来にわたって、一人ひとりの暮らしやすさを、そして住むことへの安心と誇りを実感できるために、亶理町環境基本条例に示された理念を実現する環境施策の指針として、平成22年3月に第1次亶理町環境基本計画を策定しました。その後、町民の環境に対するニーズ、環境を取り巻く社会情勢の変化、科学技術の進展等に応じ見直しを行うために、平成28年3月に第1次亶理町環境基本計画の中間見直しを行いました。

そしてこの度、令和2年度に計画期間が終了することを受け、計画を改定し、第2次亶理町環境基本計画を策定することとなりました。

計画の位置づけ

基本計画は、平成20年7月1日に制定された「亶理町環境基本条例」に基づく基本となる計画であり、第5次亶理町総合発展計画を上位計画と位置づけ策定するとともに、他の分野別の個別計画と整合性を図るものとします。



計画の対象範囲と基本方針

基本計画において対象とする範囲は、生活環境、自然環境、地球環境、協働（環境保全活動）に関する項目とし、項目ごとに基本方針を掲げています。

I 生活環境

『安全で安心な生活環境で
快適に暮らせるまち』

- I-1 大気・水・土壌等の保全
- I-2 環境美化の推進

II 自然環境

『豊かな自然環境を
後世に引き継ぐまち』

- II-1 生態系の保全
- II-2 緑地環境の保全・活用
- II-3 水環境の保全・活用
- II-4 景観等の保全

III 地球環境

『環境への負荷の少ない
地球にやさしいまち』

- III-1 循環型社会の構築
- III-2 エネルギーの有効利用の推進
- III-3 地球温暖化の防止

IV 協働

『みんなで取り組む
環境にやさしいまち』

- IV-1 環境教育の推進
- IV-2 協働で取り組む環境保全の推進

計画の対象地域

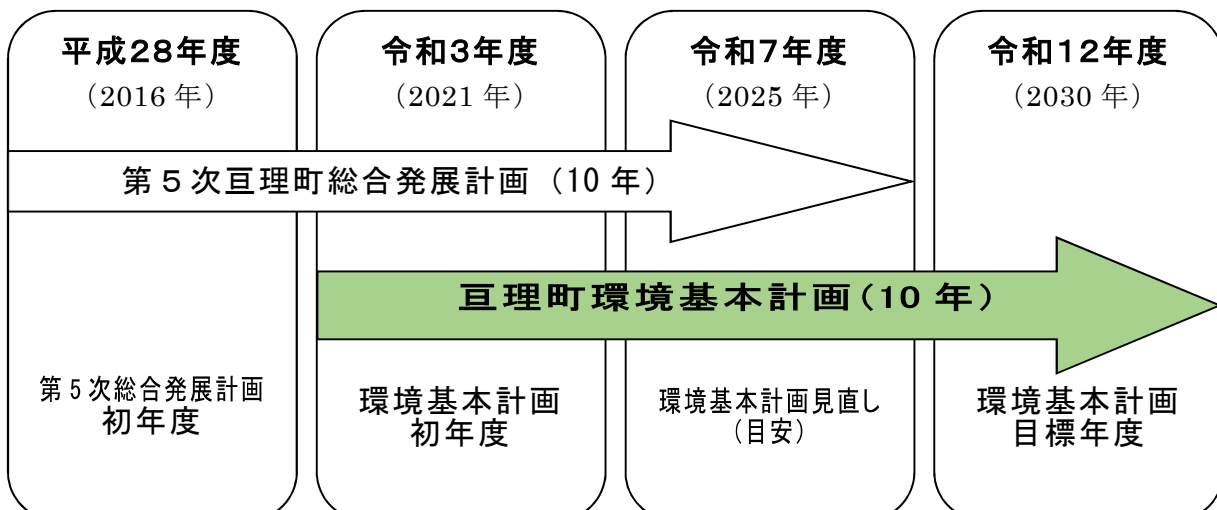
基本計画の対象地域は、亘理町全域とします。

なお、本町だけでは解決されない問題については、近隣自治体や関係機関等と調整を図ります。

計画の目標年度

基本計画は、令和3年度（2021年）を初年度として、令和12年度（2030年）を目標年度とします。

なお、町民の環境に対するニーズ、環境を取り巻く社会情勢の変化、科学技術の進展等により計画内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



計画の主体

亘理町環境基本条例で定めている目指すべき環境像や基本理念を実現するためには、町民・事業者・町が協力し、さまざまな施策の取り組みを進めていくことが必要です。

各主体は、次のような役割を果たすとともに、すべての主体の協働(パートナーシップ)により基本計画を推進します。

町民の役割

- 一人ひとりが環境問題について関心を持ち、これまでのライフスタイルを見つめ直すとともに、できることから行動します。
- 環境保全活動や環境学習講座に積極的に参加します。
- 身近な自然や文化財等を大切にします。
- 事業者・町と協働で、環境保全活動に取り組みます。

事業者の役割

- 公害発生を防止するとともに、企業の社会的責務として環境保全活動に取り組みます。
- 従業員への環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図ります。
- 環境学習の場として、町民の事業所見学の受け入れに努め、町や町内会との共催イベント等へ積極的に参加します。
- 町民・町と協働で、環境保全活動に取り組みます。

町（行政）の役割

- 環境保全と創造への計画や施策を企画立案し、基本計画目標の実現を目指します。
- 環境問題や環境保全に関する情報や環境学習の場を提供します。
- 環境保全と創造に関わる各種支援を行います。
- 町民・事業者と協働で、環境保全活動に取り組みます。

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

目指すべき環境像

私たちの住む亶理町は豊かな自然環境に囲まれており、イグネ（屋敷林）のある田園風景や鳥の海をはじめとする、すばらしい景観とともに、希少な動植物を含む豊かな生態系を有しています。また、国・県指定史跡等の歴史的・文化的遺産も多く存在し、町全体がすばらしい公共の財産といえるでしょう。

しかし、一方で私たちの日々の生活や経済活動に伴って生じる環境問題は私たちの生活圏内を越え、地球全体にとっての重要な問題でもあります。

なかでも、地球温暖化は環境に与える影響の大きさから世界的にも関心が高く、その原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に対する取り組みは世界的な急務であるとされています。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。そのためには、町民・事業者・町それぞれが、環境について考え、行動するとともに、三者が共通の目的を持って協働により環境保全活動を行うことは、最終的には地球を守ることにつながるものと考えます。

そこで、亶理町が目指すべき環境像は、亶理町環境基本条例に基づき「人と自然が共生できるまち亶理」と定めます。

亶理町が目指すべき環境像

人と自然が 共生できるまち 亶理

また、亶理町環境基本条例第3条では、亶理町の良好な環境の保全及び創造における基本理念が掲げられています。

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、すべての者がこれら、自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

持続可能な開発目標（SDGs）と施策との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、それらに付随する 169 のターゲットで構成され、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

これらのゴールやターゲットは、1 つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するとうように相互に関連する体系とされています。

本計画では、4 つの基本方針の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性及びその貢献の内容を整理しています。



図：持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のアイコン

基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ 生活環境 『安全で安心な生活環境で快適に暮らせるまち』			
基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅰ-1 大気・水・土 壌等の保全	(1)公害の防止	①公害の監視・調査・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業所に対し、法律・条例に基づく規制について指導を適切に行います。 ○公害防止協定の締結による工場・事業所に対し、自主的な環境保全活動の促進を図ります。 ○工場・事業所に、リスクコミュニケーション(地域住民への環境情報の提供)開催を促進します。 ○公害苦情は適切に処理・指導を行います。 ○環境法令を分かりやすく記したガイドブック等を作成して情報提供に努めます。 ○光化学オキシダントに関する情報提供と、注意報発令時の情報を発信して健康被害の発生防止を図ります。 ○関係機関(国・県等)と連携強化し、公害防止に努めます。 ○大気中放射線量の測定を行い、ホームページなどによる情報提供をします。
	(2)水質の保全・向上	①水質の監視活動	<ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域水質調査(残留農薬含)による水質の監視・観測を継続実施し、水質汚濁防止に努めます。 ○公共用水域水質調査結果を公表し、町民の水環境保全に対する意識を高めます。 ○低農薬・減化学肥料栽培や畜産排泄物の適正処理を促進し、環境保全型農業の推進を図ります。 ○関係機関(国・県等)と連携強化し、水質の保全に努めます。
		②生活排水の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水による水質の汚濁を抑制するために、公共下水道の整備や、補助制度による合併処理浄化槽の普及を推進します。 ○広報紙等により生活排水に対する意識を高め、水質汚濁の低減を図ります。
	(3)廃棄物の適正処理の促進	①不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄防止のための指導員を設置し、監視パトロールを強化するとともに、町民や環境美化推進員、公衆衛生組合の協力を得て不法投棄の監視に努めます。 ○関係機関(県・近隣市町等)と連携強化し、不法投棄の防止に努めます。 ○不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などを活用し、不法投棄防止の啓発活動を行います。
		②不法焼却の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○法律で禁止されている家庭ごみの野外焼却に対して、広報紙やパトロールにより啓発と指導を行います。 ○関係機関(県等)と連携強化し、不法焼却防止に努めます。
	(4)交通環境の向上	①道路環境の調査・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○交通騒音調査による監視・測定を継続実施し、道路環境の向上に努めます。 ○交通騒音調査結果について、広報紙等により町民へ情報公開をしていくとともに、関係機関への改善を要請します。 ○安心して通行することができる道路整備に努めます。
	(5)自然災害への対応	①防災機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関(国・県等)と連携し、自然災害に対する防災機能の向上を図り、生活環境と自然環境の保全に努めます。 ○想定される被害等について町民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図ります。
Ⅰ-2 環境美化の 推進	(1)地域の環境美化の推進	①環境美化意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「巨理町みんなできれいなまちにする条例」に基づき、意識啓発や指導を行い、清潔なまちづくりに努めます。 ○ポイ捨て防止やペットのフン放置の防止を、広報等によりマナー・モラルの向上と意識啓発を図るとともに、ペットの適正飼育の指導に努めます。
		②地域清掃の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内一斉清掃を継続して実施するとともに、町民・事業所・関係機関と協働で取り組みます。 ○環境美化推進員や公衆衛生組合と今後も連携強化し、地域清掃を実施し清潔な生活環境の維持に努めます。 ○事業者に対し、事業所周辺の積極的な環境美化活動を働きかけます。
		③病害虫対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。

基本方針Ⅰ 生活環境 『安全で安心な生活環境で快適に暮らせるまち』

基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅰ-2 環境美化の 推進	(1)地域の環境美 化の推進	④土地の適正管 理の指導	○適正に管理されていない宅地や農地などの所有者に土地の適正管理を指導し、雑草繁茂や害虫発生防止と不法投棄をされない清潔なまちづくりを促進します。

基本方針Ⅱ 自然環境 『豊かな自然環境を次世代に引き継ぐまち』

基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅱ－1 生態系の保 全	(1)動植物と生 息環境の保 護・保全	①生息調査と保護 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○本町に生息している動植物の生息状況の把握と保全に努めるとともに、稀少動植物とその生息環境の保護・保全に努めます。 ○生態系に配慮した事業(農薬の使用抑制、水質の保全等)の実施を働きかけます。 ○広報紙や自然観察会等により、動植物に対する町民の意識の向上を図ります。 ○関係機関(国・県・近隣市町等)と広域的な連携を図り、生態系の保全に努めます。
		②生息環境の保全 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生息環境の適正な維持管理と保全に努めます。
Ⅱ－2 緑地環境の 保全・活用	(1)森林・農用 地の保全	①森林の保全・整 備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○天然林(二次林)の保全については、生物の多様性に配慮した管理に努めます。 ○人工林の適正な管理を図るため、間伐等の森林整備を促進します。 ○関係機関(県・森林組合等)と連携し、松くい虫等の森林病害虫に対する防除の推進を図ります。 ○愛宕山緑地環境保全地域の保全に、関係機関(県等)と連携して取り組みます。 ○広報紙等により森林保全に対する意識の向上を図ります。 ○亘理町緑化推進委員会と連携し、緑化の支援活動に取り組みます。
		②農用地の保全・活 用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地の解消に努めます。 ○関係機関と連携を強化し、農地の適正管理に努めます。
	(2)緑と親しむ 機会の提供	①公園等の整備と 活用	<ul style="list-style-type: none"> ○亘理公園、鳥の海公園等の比較的規模の大きい公園については、適切な施設の維持管理を図り、その活用を促進します。 ○吉田東部地区に身近な街区公園等の整備を進めます。 ○集落内や住宅地周辺の身近な公園については、地域の意見を反映し、維持管理に努めます。 ○四季の森、森林遊歩道等の適切な維持管理と活用を図ります。
		②緑と親しむイベン トの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化活動を推進し、学校や行政区に働きかけを行います。 ○自然に直接触れ合える自然観察会等、緑と親しめる魅力あるイベントを実施します。
Ⅱ－3 水環境の保 全・活用	(1)水辺の環境 保全	①阿武隈川の環境 保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○阿武隈川の清掃活動を継続的に実施し、町民・事業所・関係機関と協働で実施します。 ○関係機関(国・県・流域市町等)と協働して、河川愛護の考えや、水環境の大切さについて働きかけます。 ○関係機関(国・県・流域市町等)と連携強化し、阿武隈川の保全に努めます。
		②海岸の環境保全 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸の保全、プラスチックごみの海洋流出を防止するために、荒浜海岸、鳥の海周辺及び吉田浜海岸の清掃活動を町民・事業所・関係機関等との協働により、継続的に実施します。 ○看板等により町民や観光客に海岸の保全に対する意識の向上を図ります。 ○関係機関(国・県等)や地域住民と連携を強化し、仙台湾海浜県自然環境保全地域及び吉田浜海岸鳴り砂の保全に努めます。
		③水路・ため池等の環 境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関(県・土地改良区等)と連携強化し、水路・ため池等の適正管理に努めます。
	(2)水と親しむ 機会の提供	①水と親しむイベン トの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○阿武隈川では、阿武隈川サミット主催による流域市町村との交流事業が開催され、今後もイベントへの参加を呼びかけます。 ○荒浜海岸や鳥の海では、サーフィンをはじめマリンスポーツが盛んに行われており、水と親しむ体験的イベント等の開催に努めます。 ○多くの町民が水と身近に楽しめる場の整備・維持に努めます。

基本方針Ⅱ 自然環境 『豊かな自然環境を次世代に引き継ぐまち』

基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅱ-4 景観等の保 全	(1)自然環境と 調和のとれ た景観の保 全と創造	①自然環境と調和 のとれた景観の 保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ○景観へ配慮した工事・開発等を行うよう、事業者に対して働きかけます。 ○景観が損なわれないよう、土地の適正管理を働きかけます。 ○公共事業や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。 ○貴重な文化財を伝えていくため、保護・管理を行い、必要に応じて適切な事業に取り組みます。 ○町民に対して文化財に関するイベントや情報を発信し、保存と伝承に対する理解を深めます。

基本方針Ⅲ 地球環境 『環境への負荷の少ない地球にやさしいまち』

基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅲ-1 循環型社会の構築	(1)ごみ減量化の推進	①3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○3Rについて、広報紙や出前講座等により意識啓発を行い、減量化を促進します。 ○プラスチックごみの排出抑制を図るため、レジ袋有料化に伴うマイバック持参を推進していきます。 ○もえるごみの排出抑制を図るため、生ごみの水切り徹底を呼びかけるとともに、生ごみ処理容器の普及に努めます。 ○リサイクル率の向上を図るため、分別の徹底と集団資源回収活動の拡大に努めます。 ○食品ロスの取り組みを推進します。
		②廃棄物の適正処理指導	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化推進員や公衆衛生組合と連携し、廃棄物の適正分別の指導を促進します。 ○ごみに関する情報、各種リサイクル法をわかりやすく周知し、適正な分別処理を促進します。 ○事業系一般廃棄物の分別や適正処理等の指導を行い、排出抑制・減量化を推進します。 ○公共工事における産業廃棄物の適正処理(マニフェスト管理等)とリサイクルを推進します。 ○一般廃棄物の適正処理が行われるよう、亘理名取共立衛生処理組合及び構成市町との協力体制を強化します。
Ⅲ-2 エネルギーの有効利用の推進	(1)省エネルギー活動の推進	①環境にやさしい活動の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や事業所における省エネルギー活動について、広報紙等により情報提供を行い、その促進を図ります。 ○町施設で率先し、省エネルギーへの活動(ごみ減量、リサイクル、節水、節電等)を推進します。 ○環境にやさしい物品やグリーン購入法による物品の利用促進に努めます。 ○水産物や農産物の地産地消を推進し、輸送にかかる省エネルギーを図ります。 ○宮城県で募集している、わたしのe行動(eco do!) 宣言者の登録拡大を働きかけていきます。
		②環境にやさしい交通機関の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを意識啓発し、マイカー利用から鉄道や町民バス「さざんか号」及びデマンド型乗合タクシー利用の促進を図ります。 ○自動車使用時のエコドライブについて意識啓発を図ります。 ○普段から利用している様々な移動手段を工夫して CO2 排出量を削減しようとする smartmove(スマートムーブ)の啓発を図ります。
Ⅲ-3 地球温暖化の防止	(1)温室効果ガスの排出抑制	①地球温暖化問題への意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や事業所での環境への取り組み促進を図るため、パンフレット等により地球温暖化に対する意識啓発を行います。
		②温室効果ガス排出抑制の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス)の普及啓発に取り組みます。 ○町施設からの温室効果ガス排出抑制のため、亘理町地球温暖化対策実行計画に基づき実施状況を公表します。 ○二酸化炭素吸収源対策として、今ある森林や緑地の保全を図るとともに、公共施設等の緑化に努めます。
		③新エネルギー・省エネルギー設備利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーと省エネルギー設備普及のため、広報紙等により情報提供を行います。 ○新エネルギー(風力、バイオマスエネルギー等)の利用を検討します。 ○町施設が率先し、新エネルギーと省エネルギー設備の導入を推進します。

基本方針Ⅳ 協 働 『みんなで取り組む環境にやさしいまち』

基本目標	基本施策	施策名	取り組みの内容
Ⅳ－1 環境教育の 推進	(1)環境活動の促進	① 環境に関する情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した生活様式への転換を進めるために、環境問題や取り組みについて、家庭や事業所へ広報紙やパンフレット等を活用し、わかりやすい情報の提供を行います。 ○先進的効果的な環境への取り組み等を収集し、町民や事業所へ情報提供を行います。
	(2)環境学習の推進	① 環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての世代を対象に、出前講座や公民館事業と連携し、町内外の有識者等を活用しながら環境講座等を開催します。 ○各種イベントを通じて、環境問題についてのPRを行います。 ○環境教育の情報提供を行う等、小中学校と連携して環境学習の充実を図ります。
		② 地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習指導者や地域での環境活動の担い手となる指導者の育成と、宮城県地球温暖化防止活動推進員募集の周知や活用に努めます。 ○町職員が率先して、環境に対する意識の向上と環境への取り組みを行います。
Ⅳ－2 協働で取り組む環境保全の推進	(1)町民・事業者・町による環境活動の推進・支援	① コミュニティ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○環境サークル活動等を積極的に支援して、町民を主体とした環境保全活動を推進します。 ○民間団体が行なったほうが効果的な環境関連事業については、地元NPO育成の観点からも、委託する方向で検討します。
		② 環境保全活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動への参加促進の拡大と、効果的なPR方法について検討します。 ○町民や事業者へのアンケート調査等により、住民のニーズを把握し、施策に反映させます。 ○町民・事業者・町が協働して環境保全を行うため意見交換の場を必要に応じて設定するとともに、環境基本計画を推進するための組織づくりを行います。
	(2)広域連携による環境活動の推進	① 関係機関・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や海岸を共有する市町や管理者(国・県等)と連携して、環境保全に取り組みます。 ○関係機関と連携して、森林の環境保全に取り組みます。 ○環境先進都市の事例を収集して、施策反映することを検討します。

エコアクションプロジェクト

エコアクションプロジェクトは、基本方針ごとの施策の中でも、特に計画推進の第一歩として「親しみやすく誰もが実践できる施策」を、町民・事業者・町の三者協で継続的に取り組むことにより、目指すべき環境像の効率的な実現と地域環境力の向上を図ります。

なお、「生活環境」「自然環境」「地球環境」の3項目でプロジェクトを設定し、三者の役割を明確化し「協働」により推進します。

プロジェクトⅠ 生活環境 『みんなのきれいなまちを守ろう ポイ捨て防止プロジェクト』	
目的	平成18年に制定された「みんなできれいなまちにする条例」に基づき、環境美化の取り組みが町内会や各種団体を中心に活発に行われています。 しかし、町ではごみのポイ捨てや不法投棄、家庭ごみの野外焼却、犬や猫のフン放置等が見られ、清潔であるべき生活環境が不適切な状態になっている現状が一部で見られます。 また、今回実施した環境アンケートからもごみの散乱が増えたとの意見が多く挙がっています。 そこで、一人ひとりのマナーやモラル等の環境美化意識の向上を図りながら、関係機関と連携して、『みんなのきれいなまちを守ろう、ポイ捨て防止プロジェクト』として活動を推進します。
具体的な取り組み	○みんなできれいなまちにする条例及び環境美化意識の向上に対する意識啓発を行います。 ○不法投棄防止のため指導員を設置し、パトロール監視活動の強化を図ります。 ○ポイ捨て防止看板、不法投棄防止看板、ペットのフン放置禁止看板の設置や提供と呼びかけを行います。 ○ペットの飼育講習会等を開催し、マナーやモラルの向上を図ります。 ○各種団体での環境美化活動の取り組みに、ごみ袋提供やごみの回収等の支援を行います。 ○廃棄物の適正処理方法や各種リサイクル法に関して、広報紙等で周知徹底を図ります。 ○法律で禁止されている家庭ごみの野外焼却に対して、広報紙やパトロール等により啓発と指導を行います。
各主体の取り組み内容	○町民：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供 ○事業者：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供 ○町内会：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供 ○関係機関：不適正行為の監視強化 ○町：不適正行為の監視強化、取り組みへの各種支援

プロジェクトⅡ 自然環境 『水辺の環境と生態系を守ろう きれいな水辺プロジェクト』	
目的	今回実施した環境アンケートからも亘理町の期待する将来像の結果として、川や海がきれいになる、水がきれいなまち、美しい海岸のあるまちなどの意見が上位に挙がっています。 町民の財産ともいえる水辺の自然や生態系を保全・保護するため、阿武隈川や海岸等で協働による清掃活動を定期的に行い、漂着ごみやポイ捨てごみのない水辺の環境を目指します。 また、これと併せて鳥の海や周辺水路の水質向上を目指し、『水辺の環境と生態系を守ろう、きれいな水辺プロジェクト』として活動を推進します。
具体的な取り組み	○毎年継続して定期清掃を実施します。 ○毎年水質調査を実施して、改善の必要があるときは関係機関に呼びかけます。 ○町民・事業所に対して生活排水の適正処理について、戸別訪問等の啓発を行います。 ○阿武隈川の清掃活動を継続的に実施し、町民・事業所・関係機関と協働で実施します。 ○海岸の保全、プラスチックごみの海洋流出を防止するために、荒浜海岸、鳥の海周辺及び吉田浜海岸の清掃活動を町民・事業所・関係機関等との協働により、継続的に実施します。
各主体の取り組み内容	○町民：一斉清掃活動への参加、生活排水の適正処理の推進 ○事業者：一斉清掃活動への参加、排水の適正処理の推進 ○町：一斉清掃実施、水質調査、下水道整備、合併浄化槽普及促進、各種周知啓発

プロジェクトⅢ 地球環境 『地球と身近な自然を守ろう 省エネ促進プロジェクト』

<p>目 的</p>	<p>さまざまな地球環境問題のなかでも、温室効果ガスが原因とされる地球温暖化は最も深刻な問題となっています。地球温暖化による異常気象や生態系の変化、海面上昇等が世界的に懸念されており、その兆候が出始めているとさえいわれています。これら地球温暖化の影響は遠い外国のできごとではなく、亘理町に住む私たちの生活にも、自然災害や食糧問題、健康被害等の影響を及ぼす問題でもあります。</p> <p>地球温暖化防止のために私たちにできることは、一人ひとりがその原因を謙虚に受け止め、行動することです。環境へ配慮した行動の積み重ねが、私たちの安全で安心な生活環境を守り、豊かな自然環境を守り、地球を守ることに繋がっていくのです。</p> <p>私たちにできる地球温暖化防止の第一歩として、家庭や事業所でできる省エネルギー等の身近な取り組みから始めることが大切です。温室効果ガスの削減と限りある資源の有効利用を図るため、誰もが継続して実践できる省エネルギー活動等を促し、『地球と身近な自然を守ろう 省エネ促進プロジェクト』として活動を推進します。</p>
<p>具体的な 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・事業所・町内会で取り組める省エネ活動について、ホームページや広報紙等で情報提供を行います。 ○家庭・事業所・町内会で取り組んでいる、3Rや省エネ方法を募集し、効果的な取り組みについて広報紙等で紹介します。 ○毎年2月の省エネルギー月間を広報等で周知します。 ○省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス)の普及啓発に取り組みます。
<p>各主体の 取り組み 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町民、事業者、町内会:省エネルギー活動の実施 ○町:省エネルギー活動の実施、先進的な取り組みの紹介・情報提供

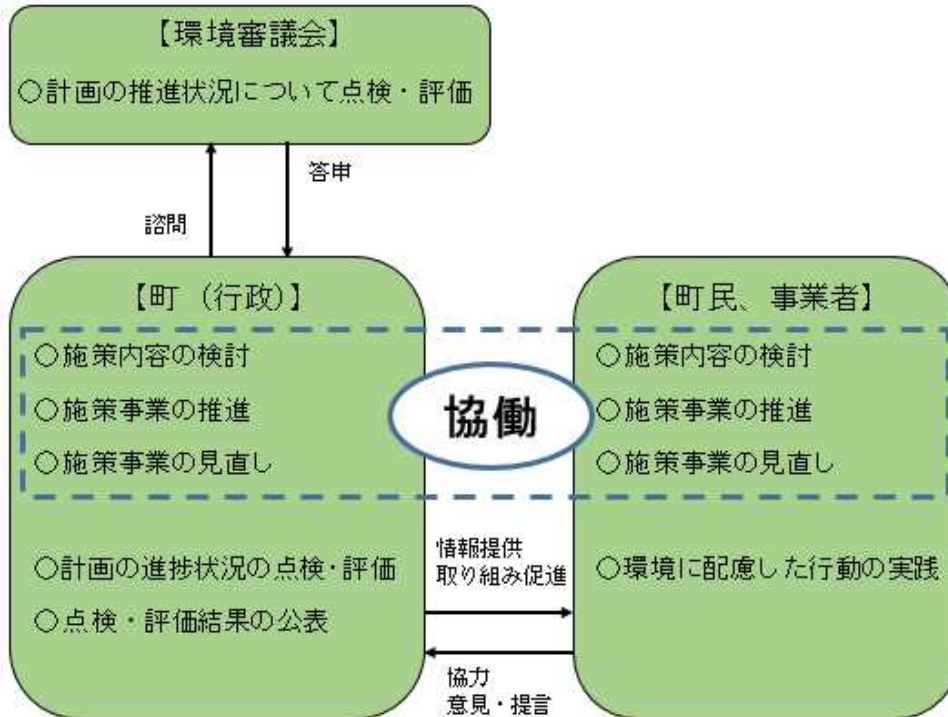
第3章 計画の推進

計画の推進体制

基本計画の目標達成のためには、町民・事業者・町等が良好なパートナーシップを形成しながら、それぞれが責任を持ち、本町の環境を考え協働で取り組んでいくことが重要です。

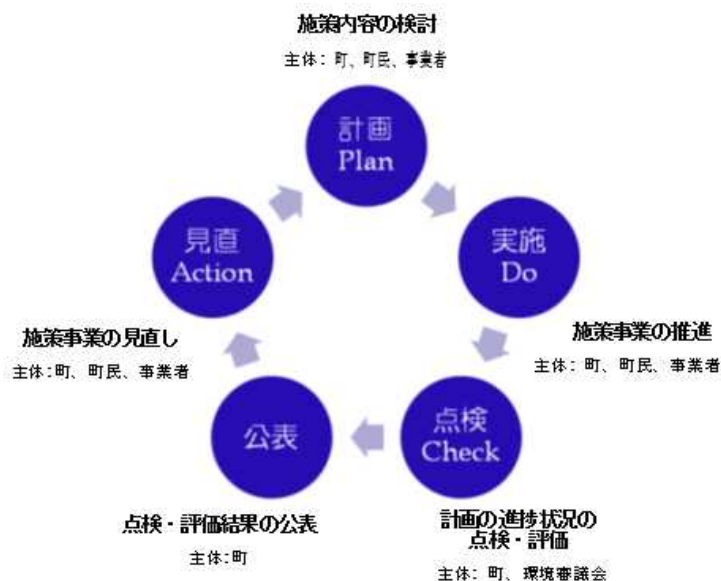
そのため、町民・事業者・町の役割に応じた取り組みをネットワーク化し、計画全体を推進する体制の整備・充実に努めます。

また、町民・事業者・町が協働して環境保全を行うため意見交換の場を必要に応じて設定するとともに、環境基本計画を推進するための組織づくりを行います。



計画の進行管理

この計画の実効性を高め、適正な推進を図るため、環境マネジメントシステムPDCAサイクルの考え方にに基づき、進行管理を行います。



用語解説

	用 語	説 明
あ行	一般廃棄物	主に家庭から出されるごみや粗大ごみ、オフィスから出される紙くず、飲食店から出される残飯等、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
	エコドライブ	急発進や急加速、空ぶかしを避ける等燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣等、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。
	SDGs (持続可能な開発目標)	2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを宣言。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
	NPO	非営利組織の略で、住民が公益活動を行うための組成、参加する組織。NGOは非政府の組織の略で、政府や企業から自立して国際協力活動等を行う住民組織とともに、ボランティアの活動と密接に結びついている。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいう。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等がある。
か行	潟湖	浅海の一部が砂州、砂丘、三角州等によって外海から隔てられてきた浅い汽水域の区域に形成された干潟。
	環境学習	環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。
	環境指標	人間をとりまく環境の状態を表すさまざまな環境影響因子を定量的に示す物差しの中で、環境利用にあたっての影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を表すもの等がある。
	環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。環境保全に関する方針、目標・計画等を定め(Plan)、これを実行、記録し(Do)、その実行状況を点検して(Check)、方針等を見直す(Act)という一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。
	京都議定書	2008～2012年の目標期間に先進各国が達成すべき温室効果ガスの削減目標を定めるもので、1997年に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された。

	用語	説明
か行	COOL CHOICE (クールチョイス)	2015年すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする(さらに、1.5度に抑える努力をする)こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出された。 日本は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量26%削減(2013年度比)を掲げている。 「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
	クリーンエネルギー	有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指す。いわゆる自然エネルギーの水力、風力等のほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーに含まれる。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、できるだけ環境負荷の小さいものを優先して購入すること。環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与する。
	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期に日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなる等の人的影響のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊する等広域にわたる。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する用水路等公共の用に供する水域のこと。
さ行	里山	市街地や集落周辺において、従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林のこと。近年住民に身近な自然として評価されている。
	食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。
	3R (スリーアール)	Reduce(リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚泥、廃酸、廃アルカリ、特定業種から生ずる木くず等、法令で定めた20種類と輸入された廃棄物をいう。
	自然エネルギー	エネルギー源として活用できる、太陽、風力、潮力、地熱等のエネルギーのこと。
	COD	COD (Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を乳化剤で酸化分解するのに要する酸素量であり、海水の代表的な水質指標として用いられる。

用語		説明
さ行	自然環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形等を主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域が指定される。
	浄化槽・合併処理浄化槽	し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設のこと。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗濯排水等)を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。
	新エネルギー	「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、「発電分野」「熱利用分野」「燃料分野」について10種類が指定されており、国の政策として、特に推進すべきものとされている。
	人工林	一般的には人工造林で造成した森林を指す。日本では植栽によるものが多いため植栽林ともいう。
	Smartmove (スマートムーブ)	普段から利用している様々な移動手段を工夫して CO2 排出量を削減しようとする環境省の取り組み。
	生態系	ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群)とそれを取り巻く無機的环境(気象・土壌・地形・光・温度・大気等)をあわせたひとつのまとまり。
た行	地域環境力	「平成 15 年度版 環境白書」(環境省)において使われた言葉で、地域資源の把握と主体間の連携を行っていくことで、地域が一つの方向性(目標)を共有し、地域における各主体がより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力が高まっていくことにより得られる地域全体としての取組意識・能力の高まりを「地域環境力」と呼ぶ、としている。
	地球温暖化	地球の温度は、太陽の日射熱と地球から宇宙へと放出される熱とのバランスにより一定を保っている。ところが大気中には地球から放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素等の温室効果ガスが含まれている。これらが増えすぎると、宇宙空間へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇すること。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化防止法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が指定するもの。
	沖積平野	河川が運ぶ土砂で生じた平坦地。表面は低平、川はその中を蛇行し流れる。流路の両側に自然堤防が発達、扇状地・三角州もこれに属する。沖積地、氾濫原、氾濫平野、洪氾平野ともいう。
	天然林	自然に生えた木々でできている森林のこと。人間が苗木を植え育てた人工林とは、異なる特徴がある。
	都市生活型公害	都市化の進展により、活発な都市活動や日常の生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車公害や河川の水質汚濁、近隣騒音等の公害。産業公害と異なり、多くの場合原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。

用語		説明
な行	二次林	伐採後再生した森林で過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林、または、現在も下草刈り等継続的に人為が加えられていることにより成立している森林のこと。二次林は、代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキ等植林地の樹林は含まれない。
	75%値	年間の日間平均を小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均のデータ数) のデータをいう。
は行	バイオマスエネルギー	森林の樹木や落葉、麦わら、家畜の糞等、生物体を構成する有機物を利用したエネルギー資源。
	パートナーシップ	住民・事業所・NPO・行政等の各主体が、公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のもとに連携して環境保全に取り組むこと。
	パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。2015年に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、2016年11月に発効。世界の平均気温の上昇を産業革命前の 2°C 未満(努力目標 1.5°C)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしている。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられた。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められている。
	氾濫原	河川の氾濫・河道変化によってできた低平な土地。洪水時には川水に浸される。ふつう砂礫・泥土が堆積。氾濫原が広く発達するのは壮年期以降の河川。その中に蛇行・自然堤防・後背湿地等の地形が発達。沖積平野も氾濫原に属する。
	BOD	BOD(Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を微生物が酸化分解するのに要する酸素量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。
	干潟	干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトン等の微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。
ま行	マニフェスト	産業廃棄物の性状、取り扱い上の注意事項等を記載した積荷目録のこと。これを産業廃棄物の流れの中に組み込み、積荷目録の管理を通じて産業廃棄物の流れを管理するシステムをマニフェストシステムという。
ら行	リスクコミュニケーション	環境問題では化学物質によるリスクコミュニケーションを指すことが多く、化学物質に係る利害関係者(企業・従業員・地域住民・消費者・行政等)が、相互の信頼性と理解レベルを向上させるために、化学物質を取り扱うことによるリスクやその対策等について、相互に情報や意見の交換を行うこと。

用 語		説 明
ら行	緑地環境保全地域	神社仏閣や古墳等、その地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と自然が一体となって良好な自然環境を形成している区域や、市街地やその周辺部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域等、その区域における自然環境を保全することが地域住民の良好な生活環境の維持に資するものを指定。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集。国際的には、国際自然保護連盟(IUCN)により作成されており、国内では環境省が「日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－」を編さんしているほか、多くの都道府県においても作成されている。
わ行	わたしのe行動(eco do!)宣言	宮城県内で、環境に配慮した行動を実践している方、これから始めようとする方達を応援するため、環境配慮行動のきっかけづくりをする場。 e行動とは、環境にやさしい行動(環境配慮行動)をいい、県民・事業者の方が、日々の生活・事業活動の中で取り組んだ項目を選択・宣言し、実践すること。